

中小企業等D X支援（製造業向け）業務 公募型プロポーザル実施要領

この要綱は、中小企業等D X支援（製造業向け）業務を委託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めることとする。

1. 委託業務の目的

本市は、全体の人口はもとより生産年齢人口の減少も顕著となっており、高齢化が進む社会全体の潮流も踏まえ、従来の人的資源に頼った生産方式では、上記課題解決に取り組むための経営資源を創出できない現状にある。

本業務においては、本市によるヒアリング等により市内に多数存在すると想定される、Excelを用いた各種生産管理データを蓄積しつつも当該データ同士の連携手法及び分析手法を習得していない、あるいは、データを活用できる人材を有していない市内中小製造事業者を対象に次のとおり伴走支援を行う。

- ①主にExcelやマクロを用いた社内蓄積データの連携及び分析手法を習得し、専門家とともに自社工場における課題の把握を行うこと。
- ②習得した分析手法を活かして現場業務のデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を活用した業務効率化や生産性の向上、ビジネスモデルの変革など企業の経営課題に資する取組。）に取り組み、付加価値の創出に持続的に取り組む基礎を作ること。
- ③伴走支援企業の事例をD Xのロールモデルとして市内に発信を行うことで市内製造業界全体のデジタル活用の促進を図ること。

2. 業務の概要

(1) 実施主体

静岡市

(2) 業務名

令和6年度 経商産振委第24号 中小企業等D X支援（製造業向け）業務

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

(5) 提案上限額

7,000,000円（消費税額及び地方消費税額含む）を提案金額の上限額とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含むものとする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

(6) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

3. 参加資格

この企画提案に参加するためには、次の条件を全て満たしていることとする。

- (1) 静岡市内の中小企業を対象とした、デジタル活用による経営課題解決支援を実施した経験があること。
- (2) 静岡市内に拠点を有し、伴走支援を行う過程において、委託者及び支援を受ける企業からの要望に応じ、迅速に対応可能な体制を構築できること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱(平成28年4月1日施行)による入札参加停止の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (6) 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3項に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ)及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 仕様書に合致した業務を確実に実施できること。

4. 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和6年6月28日(金)	静岡市ホームページ上で公開
質問受付期間	令和6年6月28日(金) から 令和6年7月5日(金) 午後5時	専用フォームから提出。 ※5に記載のとおり
質問回答	令和6年7月8日(月)	
企画提案書の提出	令和6年7月16日(火) 午後5時	専用フォームにて提出。 ※6に記載のとおり
プレゼンテーション審査開催通知	令和6年7月19日(金)	参加者にメールで通知
プレゼンテーション審査	令和6年7月24日(水) 午前 場所：静岡市役所清水庁舎5階 (静岡市清水区旭町6-8)	※8(1)に記載のとおり 審査の時間についてはプレゼンテーション審査開催通知に記載します。
審査結果の通知	令和6年7月25日(木)	参加者にメールで通知

※ 審査結果等についての問合せには応じない。

※ 最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5. 質問受付及び回答方法

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式4】に記載の上、以下URLから提出することし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

<URL> <https://logoform.jp/f/THg0D>

6. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 参加申込書【様式1】
- ② 会社概要書【様式2】
- ③ 類似事業実績報告書【様式3】
 - ・ 過去に行った伴走支援業務の事例について記載すること。
- ④ 履歴事項全部証明書の写し(直近3か月以内のもの)

- ⑤ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分）の写し
- ⑥ 納税証明書（直近のもの）の写し
 - ・ 国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・ 市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税
- ⑦ 証明企画提案書【様式は任意】
- ⑧ 参考見積書（1部）
 - ・ 見積金額は税込・積算内容を具体的に記載すること。宛先は静岡市長とし、代表者印を押印。

（2）提出方法

右記の参加申込フォームから提出すること。<URL> <https://logoform.jp/f/QMHVs>

7. 企画提案書

（1）企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要なと考える取組や手法等を具体的に記載すること。なお、記載に当たっては、「中小企業等DX支援業務（現場系業務実践型支援）審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

（2）書式等

用紙サイズはA4版とし、ページ数に制限はない。ただし、簡潔な内容とすること。

（3）その他留意事項

- ① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。
- ② 企画提案書の提出は、1社につき1提案とする。

8. 一次審査（書類審査）

（1）実施方法

応募者多数（4者以上）の場合は書類審査を行う。審査を通った提案者のみ、二次審査を実施する。応募者が3者以下の場合は、全応募者に二次審査を実施する。一次審査の実施の有無に関わらず、結果については全員に通知する。なお、審査内容及び審査通過者に関する内容は一切公表しない。

（2）選考方法及び評価者

市が選任する審査員による書類審査を行う。

（3）審査項目

企画提案審査基準（別紙）のとおり

9. 二次審査（プレゼンテーション審査）

（1）実施方法

ア プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおり。

①準備 …… 3分

②説明 …… 15分

③質疑応答 …… 20分

イ 提出期限までに提出された「企画提案書」を用いての提案説明とする。モニター及びワーポイント投影用のパソコンは市で用意する（持参したパソコン（HDMI端子付属）の使用も可能）。

ウ プレゼンテーションの説明は原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する者3名以内とする。

エ 提出書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。

オ 当日のプレゼンの発表時間等の詳細は別途通知する。

（2）企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本委託業務の選定業者とします。企画提案審査基準の評点項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。なお、審査内容及び審査通過者に関する内容は一切公表しない。

10. 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

11. その他

- (1) 提出書類等は返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された関係書類は、選定手続きに必要な範囲において複製する場合がある。
- (4) 提出期間以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (5) 関係書類作成のため市から入手した資料は、市の了解なく使用及び公表することはできない。

12. 問合せ先

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 経営支援係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

Tel 054-354-2058 Fax 054-354-2132

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

中小企業等DX支援（製造業向け）業務

評価内容		配点	倍率	点数
①事業コンセプト等	仕様書の事業目的が達成可能な提案となっているか。	5点	×1	5点
②類似実績	これまで静岡市内中小企業のデジタル活用による経営課題解決支援を実施した経験が十分にあるか。	5点	×1	5点
③講座の内容	Excel、マクロ等の基礎スキルの内容が十分理解できる講座であるか。	5点	×1	5点
④生産現場における課題把握	参加企業の課題を把握できるような、生産現場の視察等が計画されているか。	5点	×2	10点
⑤生産現場におけるデジタル導入支援	経営者のみならず、生産現場担当者等が十分理解を得られるデジタル導入支援が行えるか。	5点	×2	10点
⑥成果発表会	市内に当事業の成果を共有できるような成果発表会が計画されているか（想定参加者、会場等）。	5点	×1	5点
⑦実施体制	参加企業の要望や疑問に対して、企業への訪問も含めて迅速に対応可能な体制となっているか。	5点	×2	10点